

2018年度の主な制度改正

2018年度に実施される健康保険関連の制度改正のうち、主なものについてお知らせします。

4月 から

■入院時の食事代の引上げ

入院時に医療機関から提供される食事代が、一般の方について次のように引き上げられます。

	現 行	2018 年度
負担額（1食につき）	360 円	460 円

※低所得者、難病および小児慢性特定疾病の患者等については現行どおり据え置かれます。

■療養病床入院時の居住費の引上げ

65歳以上の療養病床^{*}入院患者の居住費（光熱水費相当額）が、医療の必要性の高い方についても、そうでない方と同じ額に引き上げられます。

^{*}療養病床：病状が安定し長期療養の必要な患者に対し、医療やリハビリなどを行う入院施設。

	現 行	2018 年度
負担額（1日につき）	200 円	370 円

※難病患者については現行どおり負担はありません。



8月 から

■70歳以上の高額療養費の自己負担限度額の見直し

病気やけがで医療機関を受診して医療費が高額になった場合でも、自己負担に上限を設けて負担を軽減する制度が高額療養費制度です。70歳以上の方の自己負担限度額（上限額）と、対象となる所得区分が、8月から一部変わります（下表）。これに伴い、介護保険の自己負担との合算による高額介護合算療養費の限度額も変更になります。

詳しくはHPへ

HOME >> 健保組合の給付 >> 医療費が高額になったとき



●自己負担限度額の見直し

現 行		
区 分	外来（個人）	限度額（世帯）
現役並み （標準報酬月額 28万円以上）	57,600円	80,100円 +（*1） 〈44,400円〉
一般 （標準報酬月額 26万円以下）	14,000円 （年間 14.4万円上限）	57,600円 〈44,400円〉
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 （所得が一定以下）		15,000円

2018 年 8 月 ~		
区 分	外来（個人）	限度額（世帯）
標準報酬月額 83万円以上	252,600円 +（*3） 〈140,100円〉	
標準報酬月額 53～79万円	167,400円 +（*2） 〈93,000円〉	
標準報酬月額 28～50万円	80,100円 +（*1） 〈44,400円〉	
一般 （標準報酬月額 26万円以下）	18,000円 （年間 14.4万円上限）	57,600円 〈44,400円〉
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 （所得が一定以下）		15,000円

*1：（医療費 - 267,000円）× 1% *2：（医療費 - 558,000円）× 1% *3：（医療費 - 842,000円）× 1%
〈 〉は同一世帯で1年間に3回以上高額療養費に該当したときの4回目以降の限度額。